



無断上映は、法律違反です。

ホテル、旅館、温浴施設、店舗内等のキッズルーム、
レストラン、インターネットカフェ、バス、船舶、語学学校、展示会
などの場所では、市販またはレンタル店で貸出されている「映画 DVD」や「映画ブルーレイディスク」、
ネットから違法にダウンロードした無断複製品(海賊版)などを使用した上映は、法律で禁止されています。



MPA 日本国際映画著作権協会

無断上映は、法律違反です。

ホテル

旅館

温浴
施設

サウナ

キッズ
ルーム

カフェ
バー

ネット
カフェ

バス

船舶

語学
学校

展示会

などの場所では、市販またはレンタル店で貸出されている「映画DVD」や「映画ブルーレイディスク」、無断複製品(海賊版)などを使用した上映は、法律で禁止されています。また、

コミュニティー
センター

公民館

学園祭

などでの上映も、営利活動として行われる場合は、権利者に無断で行うと「違法行為」となります。

権利者許諾のない
「公に上映する行為」
などの無断上映

=

違法上映

=

著作権侵害行為

=

罰則の対象

一般に市販またはレンタル店で貸出されている映画ソフトは、家庭内視聴を目的に頒布(販売またはレンタル)されています。家庭内視聴の範囲を超える利用については、事前に映画会社など権利者から許諾を得ることが必要です。個人が「違法な上映行為」を行った場合、権利者専有の権利である「上映権」を侵害したもとして、「十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科」(著作権法第百十九条第一項)されることになります。また会社や団体などが関わったと判断される「法人の違法行為」には、「三億円以下の罰金刑」(同法第二百二十四条第一項)が科される場合があります。さらに、これら刑事罰とは別に、個人・法人共に民事上の損害賠償責任等が及ぶことになります。

映画の上映行為に関するお問い合わせは、日本国際映画著作権協会(03-3265-1401)まで、お電話ください。
また下記MPA加盟映画会社の映画作品につきましては、MPA加盟映画会社に直接お問い合わせ頂きますようお願いいたします。

MPA 加盟映画会社	上映用ソフトに関するお問い合わせ先
Paramount Pictures Corporation	パラマウント・ジャパン合同会社 ホームメディアディストリビューションジャパン 〒105-6006 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー Tel:03-6721-3660
Sony Pictures Entertainment Inc.	株式会社ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント 〒105-8415 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス Tel:03-6721-2718
Twentieth Century Fox Film Corporation	20世紀フォックス ホームエンターテイメント ジャパン株式会社 〒106-0032 東京都港区六本木3-16-33 青葉六本木ビル Tel:03-3224-6402
Universal City Studios LLC	東宝東和株式会社 (連絡先:東和プロモーション) 〒102-8537 東京都千代田区一番町18 Tel:03-5775-6671
Walt Disney Studios Motion Pictures	ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 (ウォルト・ディズニー・スタジオ・ホームエンターテイメント) 〒153-8922 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー7F Tel:03-5745-2643
Warner Bros. Entertainment Inc.	ワーナー エンターテイメント ジャパン株式会社 〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-3 日比谷セントラルビル Tel:03-5251-6400

(2013年5月14日現在)

日本国際映画著作権協会(MPA/JIMCA)

〒102-0082 東京都千代田区一番町23-3 日本生命一番町ビル6階
Tel:03-3265-1401 Fax:03-3265-1419 Web:www.jimca.co.jp